

資料6の変更内容及び変更理由

資料6の消費税増税に伴う介護報酬の改定について、令和元年6月26日（水）に開催いたしました第1回介護保険運営協議会議事3その他(2)の資料6の内容を下記のとおり変更いたしました。

記

1. 変更内容

【特別給付の報酬金額】

	令和元年9月末まで (現行)	令和元年10月1日以降(改定後)	
		変更前 (消費税10%+報酬改定 0.54%)	変更後 (消費税10%)
施設入浴サービス	12,350円	12,640円	12,570円
搬送サービス① (40段以上)	4,630円	4,740円	4,710円
搬送サービス② (概ね300m又は 20~39段)	3,600円	3,690円	3,670円
搬送サービス (上記①、②以外)	2,060円	2,110円	2,100円

2. 変更理由

平成25年10月8日付総務省自治財政局公営企業課長及び財務調査課長通知により、「消費税率の引上げに伴い、公共料金等の改定申請がなされる場合には、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処する」とあり、これに基づき横須賀市では、公共料金等を増税により値上げする際は、税率と共に値上げする根拠のないものについては、消費税分と同時に値上げをしてはならないと方針を決めています。

この方針により、再度当課で検討したところ特別給付の報酬金額について、報酬改定の0.54%を含めず、消費税増税のみを値上げした金額に変更することといたしました。